

[事案 28-57] 障害給付金支払請求

・平成 28 年 10 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

交通事故による傷害により障害状態となったことを理由に、障害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 12 月に契約した終身保険について、以下の理由により、障害給付金を支払ってほしい。

- (1)昭和 59 年 2 月に交通事故により傷害を負い、障害状態になった。
- (2)自分の障害状態については、自動車損害賠償責任保険において後遺障害別等級表 9 級に該当することが認められ、また、他の共済からも共済金が支払われたのであるから、保険会社からも同じ基準で支払われるべきである。

<保険会社の主張>

申立人の障害状態は約款所定の障害状態に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の障害状態を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、約款で定める障害状態に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。